

別紙

規約寫

(要文)

一、各幹事及一般組合員ハ同等(幹事)ノ方針ヲ諒解シテ總テヲ統一スル

二、幹事長不在ノ時順次共責任ヲ自身一人ニナルヲ總テヲ責任ヲ以テ実行スルコト

三、運搬受負組合各自ハ務主又ハ専屬ノ運送店ニ諒解シテ得テ成ルヘク他駅へ廻ラン様依頼スヘシ

四、馬車ハ現今ヨリ減スルト又各名簿枚以上ハ一切増加スルコトヲ許サス五、都台合ナル馬丁ハ組合内ニ雇入ル下

六、積荷ハ規定ノ通り一噸ニ台ノ割米ハ拾俵ニ限ル而シテ枚、都合ニテ拾俵ニ俵迄ハ駅ノ証明ヲ取ル分ハ其限リニアラス